

平成28年3月16日
農 林 水 産 省

エジプト向け日本産食品輸入規制措置の変更について ～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴うエジプト向け日本産食品の輸入規制について、今般、エジプト政府はE Uの規制内容に準じ、以下のとおり変更しましたので、お知らせします。

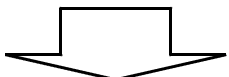
なお、本措置は、平成28年3月18日（金）の証明書発行分から適用されます。

1 食品及び飼料（水産物除く）

これまで放射性物質検査証明書（以下、「検査証明書」という。）の添付が必要とされていた11都県全てについて、検査証明書の添付が不要（※）となった。

2 水産物

検査証明書の添付が必要とされていた11都県のうち5県が不要（※）となった。なお、岩手については、新たに検査証明書の添付が必要となった。

変更前	： 11都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、 静岡）
	
変更後	： 7県（福島、 <u>岩手</u> 、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉） ※下線は変更箇所

（※）検査証明書の添付が不要である都道府県については、産地証明書の添付が必要。

変更後の輸入規制の内容について、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しました。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/

（別添資料：エジプトの輸入規制の概要（平成28年3月18日以降）

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：花田、羽鳥、三宅
代表：03-3502-8111（内線4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475